

特集

平成25年分所得税確定申告・平成26年度町県民税申告相談 役場3階大会議室で2月17日(月)～3月17日(月)まで

今年も、休日申告日として2月23日(日)・3月8日(土)に受け付けます。

町では、2月17日(月)～3月17日(月)までの平日に申告相談を受け付けます。平日お仕事等で都合がつかない方は休日申告相談日(2月23日(日)・3月8日(土))をご利用ください。

なお、収支内訳書、医療費控除の明細書は事前に作成してご持参ください。

▼申告しなければならない方

①平成25年中に営業、農業、不動産、配当、譲渡などの所得があつた方

②給与所得者で、次に該当する方

- ・給与の年収が2千万円を超える方
- ・年の途中で退職等をして、年末調整をしていない方
- ・年末調整後に、内容に変更が生じた方
- ・2か所以上から給与等を受けている方
- ・給与所得のほかに、①などの所得がある方
- ・給与所得のみの方でも、事業主から「給与支払報告書」が町に提出されていない方

③公的年金受給者で、次に該当する方

- ・公的年金収入以外に、所得がある方
- ・公的年金収入のみで、所得控除を受ける方

④扶養控除・障がい者控除・社会保険料控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除・寄附金控除・雑損控除など各種控除を受ける方

※①～④に該当しない場合(例えば、給与所得のみで年末調整を受けている場合や、所得が無く家族の扶養になっている場合は、申告の必要はありません。

⑤国民健康保険加入世帯の世帯主(ただし、給与所得

のみで年末調整を受けている方や、年金収入のみの方は、申告の必要はありません)

※青色申告の方、損失申告の方、土地・建物・株式等の譲渡所得のあつた方及び贈与・相続・消費税については、税務署に申告してください。なお、譲渡所得でも内訳書が事前に作成済みのものは町でも受け付けますので、申告期間前に税務課にご相談ください。

⑥東日本大震災により被害を受け、雑損控除の適用を受ける(平成25年中に修理した)方

▼申告に持参する主なもの

①印かん(口座振替の申し込みをされる方は、銀行の届出印)

②申告書(税務署から送付されている方)

③申告者名義の口座番号が分かるもの(確定申告での所得税の口座振替による納付又は、還付金の受領の口座振込を利用する方)

④平成25年中の所得を明らかにできる書類

・給与・報酬・賃金・年金等がある方は、源泉徴収票(原本)・支払調書(原本)

・営業・農業・不動産所得のある方は、収入・経費が記

載されている収支内訳書(申告前に記入し、必ず控えをとり大切に保管してください)

・配当・一時・雑所得のある方はその所得の内容を証明する書類

⑤控除を受けるための証明書類

・国民年金保険料の控除証明書又は領収書

・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書又は納付額確認書(年金から天引きされている場合は、公的年金等の源泉徴収票に金額が記載されています。)

・任意継続等の保険料の領収書又は証明書

・生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料等の領収書又は証明書

・障がい者控除該当者は、障がい者手帳又は障がい者控除対象者認定書

・医療費控除を受ける方は、支払った医療費の領収書・明細書

・寄附金控除、雑損控除を受ける方は証明書類

・住宅借入金等特別控除を受ける方は必要書類(広報1月号に詳細が掲載されていますので、ご確認ください。)

⑥雑損控除を受けるために必要な書類

・被害を受けた資産、取得時期、取得価格の分かるもの(建物の請負契約書等)

・被害を受けた家屋の取得価格が分からない場合は、その面積が分かるもの(登記事項証明書等)

平成25年分所得税の確定申告並びに 平成26年度町・県民税の申告相談日程表

▼相談時間＝午前8時30分～正午、午後1時～5時 ▼受付時間＝午前7時40分～11時、午後1時～4時
▼申告会場＝役場 3階 大会議室

日 付	地 区 名
2月17日(月)	大山第1・第2・第3・第4・天神町
2月18日(火)	西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・間の田
2月19日(水)	下神主・上神主・薄市・石田下坪・西田南・西田北・トータスホーム
2月20日(木)	島崎・石田上坪・鞘堂・西浦・富士見台・県営かみのかわ住宅
2月21日(金)	上梁・川中子1区・2区・3区・ゆうきが丘第1・第2・第3・第4・第5
2月24日(月)	本郷台第1・第2
2月25日(火)	本郷台第3・上郷1区・2区
2月26日(水)	上郷3区・4区・5区・西夢沼
2月27日(木)	東夢沼西・東夢沼東・中根・向川原・上文挾・西汗上東・露無・ひがしはら
2月28日(金)	東汗東・東汗西・西木代
3月 3日(月)	西汗上西・西汗下
3月 4日(火)	磯岡・美里・並木
3月 5日(水)	三ツ家・常光坊・下町1区・2区・東館南部・泉町
3月 6日(木)	下町3区・4区・5区・中町・大町
3月 7日(金)	上町・東館北部・日産アパート・日産寮
3月10日(月)	井戸川・愛宕町・願成寺
3月11日(火)	峰町・陸洲・しらさぎ・マロニエプラザ
3月12日(水)	坂上本田・坂上河原・三本木・桃畑・友愛苑
3月13日(木)	上蒲生北部・上蒲生南部・上蒲生東・下蒲生
3月14日(金)	五分一・三村・雇用促進住宅・雇用促進住宅南
3月17日(月)	予 備 日

●休日申告相談

日 付	受 付 時 間 等
2月23日(日)	申告相談時間 午前8時30分～正午 午後1時～4時
3月 8日(土)	受付時間 午前7時40分～11時 午後1時～3時

- 平日お仕事等で都合が付かない方は休日申告相談日(2月23日、3月8日)をご利用ください。
- 期間中は混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。また、会場の混雑具合によっては午前中の受付でも午後の申告になる場合がありますので、ご了承ください。
- できるだけ自治会割当日に申告くださるよう、ご協力をお願いします。



被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの(請求書、領収書等)

被害を受けたことにより受ける保険金等の金額が分かるもの(保険金の支払通知書等)

市町村から交付された「り災証明書」

▼申告をしなかつたら

国民健康保険税の正しい計算ができません。

次の手続きなどに必要な証明等が行えません。

◇国民年金保険料免除の申請

◇福祉・扶養・公営住宅関係

▼国民年金保険料の納付証明書等の添付(提示)義務について

国民年金保険料を社会保険料控除する場合に、1年間の納付額を証明する書類を添付または提示することが義務づけられています。日本年金機構から納付額を証明した控除額証明書(ハガキ)が送付されますので、申告の際はこの証明書や領収書を必ず持参してください。

▼国民年金保険料の領収書や控除証明書をなくしてしまった場合は？

年金事務所や専用ダイヤルに、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「生年月日」等を申し出て、控除証明書の再発行を依頼してください。

▼問い合わせ先

●宇都宮西年金事務所

☎028(622)4222

●控除証明書専用ダイヤル

☎0570(070)117



▼医療費控除を受けられる方へ

自己、又は生計を同じくする配偶者や、その他親族のために医療費を支払った場合には、医療費控除として控除できます。

医療費の控除を受ける場合は、医療費の領収書を「医療を受けた方」「医療機関」「支払医療費」の順に整理・計算し、事前に医療費の明細書に記入のうえご持参ください。明細書の用紙は税務課窓口においてあります。

☆必要な書類等

医療機関からの領収書、支払った医療費に対し社会保険などから支給を受けた療養費や分娩費のほか、給付された金額を明らかにする明細書

※介護サービスに対する支払額のうち医療費控除の対象となる金額については、領収書に明記してください。

■医療費控除の対象とならないもの

- ・医師などへの謝礼
- ・健康診断や各種予防接種、美容整形の費用
- ・疾病予防や健康増進などの医薬品や、健康食品の購入費等

▼新築・購入・増改築をした方は所得税の住宅借入金等特別控除申告を忘れずに！

平成25年中に住宅ローンを利用して住宅を新築・購入・増改築等をした方は、一定の要件に当てはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。

※この特別控除を受けるには、最初の年に確定申告をする必要があります。

※控除を受けるための各種要件・必要書類については、宇都宮税務署【☎028(621)2151】又は町税務課におたずねください。広報1月号にも詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

※申告書の作成など相談を希望される方は、宇都宮税務署特設申告相談会場【マロニエプラザ】又は町役場の確定申告をご利用ください。



▼町県民税申告についてのお知らせ

■公的年金を受給している方へ

年金収入のみで、

①65歳未満で年金収入が98万円以上の方

②65歳以上で年金収入が148万円以上の方

①もしくは②に該当している方は、申告期間に町県民税の申告をお願いします。申告で配偶者控除や扶養控除を追加することで、町県民税の額が減る場合があります。

ます(他の方と二重で扶養控除をしないようご注意ください)。また、年金からの天引きではなく直接納付している社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など各種控除を受ける方も申告してください。

(広報1月号にも関連記事が掲載されていますので、ご確認ください。)

■確定申告書や収支内訳書の控えは大切に保管しましょう

来年申告する際の参考資料になりますので、大切に保管してください。また、県や町、金融機関等への手続きの際に使用場合があります。

▼e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用される方へ

e-Taxを利用すると、土日、祝日も含めて24時間、自宅やオフィスなどのパソコンで申告書等が作成できますので、非常に便利です。手続き等についての詳細は下記までお問合せください。

【e-Taxホームページ】<http://www.e-tax.nta.go.jp>

▼問い合わせ先

税務課

住民税係

☎569122



税務署からのお知らせ

■復興特別所得税

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることされています。

復興所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2・1%の税率を掛けて計算した金額です。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

■確定申告は正しく!

所得税は、納税者の方々自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという『申告納税制度』を採用しています。

確定申告をしなければならないのに期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりすると、納税額の他に加算税が賦課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

■申告書を作成するときは!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書や決算書などを作成できます。作成したデータは、e-tax(電子申告)を利用して提出することができ、他、印刷した「書面」により提出することもできます。

また、「所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

■税金の還付は振込みで!

還付金の受取りに振込みを希望される方は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金種類、口座番号(ゆうちょ銀行の場合

合は記号番号のみ)を正確に記入してください。

なお、振込先の預貯金口座は申告者ご本人名義のもの(氏名のみの口座)をご利用ください。

■申告書の提出はお早めに!

確定申告期限間近になりますと、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、お早めに提出してください。

■納税は期限内に振替納税のご利用を!

確定申告による平成25年分の所得税の納期限は、3月17日(月)です。申告書の提出後に納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

【日曜日(2月23日・3月2日)開催 確定申告会場は『マロニエプラザ』】

▶日時=2月14日(金)~3月17日(月)

午前9時~午後4時

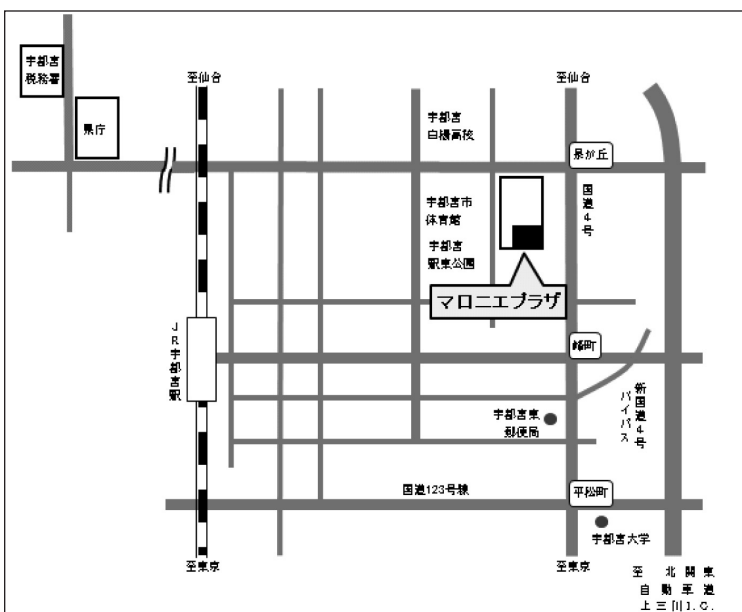
※2月23日・3月2日以外の土・日・祝日は閉設

▶内容=平成25年分の所得税及び復興特別所得税・贈与税並びに個人事業者の消費税及び地方消費税の申告相談や申告書の受付(現金納付の窓口業務は行いません。)

※この期間以外は税務署が確定申告会場となります。

▶問い合わせ先=宇都宮税務署【自動音声案内】

☎028(621)2151



交通の
ご案内

○JR宇都宮駅東口から徒歩約20分
○バスをご利用の方/ JR宇都宮駅西口9番のりば
越戸経由柳田車庫行もしくは越戸経由松下電器前行
「白楊高校」下車 徒歩約3分

で、納付には大変便利で確実な振替納税をぜひご利用ください。

振替納税の場合の振替日

4月22日(火)

▼問い合わせ先

〒320-1865

宇都宮市昭和2-1-17

宇都宮税務署【自動音声案内】

☎028(621)2151